

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ古川旭店
大崎市古川旭三丁目8番3 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
- 3 市町村の意見の概要
 - （1）廃棄物に関する事項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、ごみ等の廃棄物の処理を適正に行うこと。
 - （2）騒音に関する事項
環境基準の遵守と公害等の発生防止に努めること。特に造成工事の際は、建設機械の稼働や運搬車両の走行による騒音・振動の軽減に努め、周辺地域の住民の生活環境が損なわれることのないよう十分に配慮すること。また、必要により特定建設作業実施届出書を提出すること。
 - （3）歩行者の通行の利便の確保に関する事項
 - ①古川第二小学校及び古川東中学校区であることから、工事車両搬入出時の、歩道における児童生徒の通行に注意すること。
 - ②駐車場からの出入口について、歩行者への注意喚起看板等を設置し、通行に支障をきたさないよう配慮すること。
 - （4）その他に関する事項
対象行為にあたっては、景観法に基づく届出及び大崎市景観条例に基づく事前協議が必要となる可能性があるため、事前確認すること。
- 4 地域住民等の意見の概要
 - （1）歩行者の通行の利便の確保に関する事項
同店新設予定地は、大型商業施設や公共施設等の近隣であることで隣接道路

の利用が多い場所であり、道路の利用者が安心安全に通行できるよう配慮すること。

(2) 騒音に関する事項

同店の営業時間の届出は24時間なので、深夜に若者の溜まり場となった場合、騒音問題等が発生することが予想されるので駐車場の管理についても徹底して対応すること。

(3) 駐車需要の充足等交通に関する事項

駐車場が混雑した場合には、誘導員を配置するなどして対応すること。

(4) 廃棄物に関する事項

廃棄物の回収時間帯は、早朝と深夜を避け、住民への騒音に対して配慮すること。

(5) その他に関する事項

街づくりの観点から商工会議所等が実施する事業やイベント等にも積極的に参画し、地域経済の発展に寄与すること。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

6 縦覧期間

令和6年6月14日から令和6年7月16日まで（ただし、閉庁日を除く。）